

長崎県希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針

I 基本的な考え方

野生動植物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、日光、大気、水、土とあいまって、物質の循環やエネルギーの流れを担うとともに、その多様性によって生態系のバランスを維持しています。また、食料、衣料、医薬品などの資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、人類の豊かな生活にとって欠かすことのできない役割を果たしています。

生物多様性については、生態系、種、遺伝子等の様々なレベルで考えられますが、それぞれのレベルでその多様性を保全する必要があります。なかでも「種」は、生物相・生態系を構成する基本的単位であり、生物多様性の保全にあたっては、野生動植物の種の保護を進めることが極めて重要となっています。

しかし、近年の都市化の進展や地域開発に伴う森林、草地、田畠等の緑地の減少や湿地等の埋め立て、河川・湖沼の水質悪化や地球温暖化などの環境変化、移入種による生態系の搅乱、農地等の管理不足、過度の捕獲や採取などの様々な要因によって、多くの野生動植物に種の絶滅のおそれが生じています。

平成5年に「生物の多様性に関する条約」が発効し、締約国である我が国としては、平成7年に「生物多様性国家戦略」を策定し、現在は平成20年6月施行の生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略2010」が策定されています。

本県においても、平成9年制定の長崎県環境基本条例の中で、「生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保」を施策の基本方針に掲げ、さらに平成20年3月に制定した長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、「長崎県生物多様性保全戦略」を平成21年3月に策定しました。

長崎県生物多様性保全戦略では5つの目標と基本方針の下で、それぞ

れ次のような施策を推進することとしています。

【戦略の目標】

1. 種の絶滅を回避する
2. 多様な生態系の保全、再生を図る
3. 持続可能な利用を進める
4. 生物多様性の恵みに触れる
5. 生物多様性の保全と持続可能な利用による地域活性化

【基本方針と施策】

1. 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化
 - (1) 調査研究の推進 (2) 種の保護、生態系の保全・再生
2. 人とふるさとの自然とのつながりの回復
3. 多様な地域資源としての活用
4. 多様な主体とのつながりによる連携・協働の推進
5. 普及啓発の推進

このうち、野生動植物種の保護・保全に関するものは、基本方針Ⅰの施策(2)種の保護、生態系の保全・再生として、法令に基づく規制地域(希少野生動植物種・同保存地域、保全地域、鳥獣保護区等)の指定や、生息・生育環境の保全や改善を推進する「緑といきもの賑わい事業」などの施策が挙げられています。

なお、これらの施策は関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮するとともに、県土の保全その他の公益との調整を図りつつ推進する必要があります。

2 希少野生動植物の保護・保全方針

(1) 動植物の生息・生育環境の改変を規制する制度の運用

希少な野生動植物の種の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することです。この見地から、希少な野生動植

物の種の保護のために、その個体の生息・生育環境の保全を図る必要があると認める場合は、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく自然環境保全地域特別地区、自然公園法又は長崎県立自然公園条例に基づく自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）の特別地域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区特別保護地区等、土地の改変に対し法令で規制することのできる地域に指定します。

（2）動植物種の捕獲・採取等を規制する制度の運用

従来からの業者や愛好家等による希少植物の盗掘に加え、近年はインターネットによる販売取引が普及していることなどから、捕獲・採取圧による希少動植物の減少を防ぐ必要があります。

このため、指定した動植物種の捕獲・採取を禁止する地域（長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく「自然環境保全地域野生動植物保護地区」及び「希少野生動植物種保存地域」）の指定を進めます。

また、自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）の特別地域内において捕獲・採取が規制される「指定動物」及び「指定植物」について、公園計画と併せて再検討します。

さらに、自然環境監視員や自然公園指導員との連携により、これらの規制地域における捕獲・採取行為に対する監視体制の強化を図ります。

（3）各種事業の実施における配慮

地域の開発及び整備その他の事業で、希少な野生動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあるときは、事業主体により必要に応じて当該事業が及ぼす影響の予測等事前調査や評価が行われ、希少な野生動植物の生息・生育環境の適正な保全について配慮された計画となるよう努めます。

特に、環境影響評価法及び長崎県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの実施に当たっては、調査項目にレッドデータブック掲載種の分布状況を含め、適切な保全措置が講じられるよう審査・指導します。

(4) 調査研究の推進

希少な野生動植物の種の保護施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物学的知見などを基盤とした科学的判断が重要であり、種の分布、生息・生育状況、生息地等の状況、生態、保護管理手法その他施策の推進に必要な各分野の調査研究を推進します。

(5) レッドリスト種のモニタリング

希少な野生動植物の保護・保全施策を的確かつ効果的に推進するために、有識者をはじめ県民から広く情報を収集するとともに、有識者の協力を得ながらレッドリストの定期的な（概ね5年毎の）見直しを実施します。

なお、レッドデータブックへの掲載に相当する新たな種の情報があった場合、レッドリスト掲載種として追加選定を行うなどの対応を検討します。

(6) 保全事業・保護増殖事業等の実施

希少な野生動植物の種のうち、その個体数の維持・回復を図るために、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、良好な生息・生育環境の維持・整備が必要です。このため、生物学的知見などに基づき、その個体の繁殖の促進、生息地等の整備などの事業を行う必要がある場合には、保全事業や保護増殖事業を実施します。

事業の内容としては、森林、草地、水辺など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの事業や、食物条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖の促進のための事業とします。

これらの事業の実施に当たっては、縁といきもの賑わい事業の活用に努めます。

(7) 県民の理解の促進と意識の高揚

希少な野生動植物の保護・保全施策を実効あるものにするためには、県民の協力や適切な配慮が不可欠であるため、希少な野生動植物の種の現状やその保護の重要性に関する県民の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を積極的に推進します。

また、人と野生動植物の共存の観点から、農林水産業が営まれる農地、森林などの地域が有する野生動植物の生息・生育環境としての機能を適切に評価し、その機能が十分発揮されるよう対処するものとします。

さらに、希少な野生動植物の種を保護するための規制を行う場合、私権の制限をともなうことが少なくないので、規制の趣旨の徹底を図るとともに、私権を尊重し、必要に応じて土地の公有化、損失の補償等適切な対策を講じるものとします。

なお、土地所有者・事業者などは、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、希少野生動植物の種の保護のための適切な配慮を講ずるよう努める必要があります。

(8) 在来動物の増加による生態系被害

もともとは県内の限られた地域にしか生息しなかったシカとイノシシの個体数が増えるとともに分布域が拡大し、農林業被害はもとより、植物の食害や剥皮被害、小動物の捕食、掘り起こしによる生息・生育地の破壊などの影響が出ています。

希少な植物に対するシカ・イノシシの影響の把握に努め、必要に応じて植物体や種子の緊急避難や生育地の物理的防護を行います。

(9) 外来種による生態系被害

人間により持ち込まれた外来種（国内移入を含む）は、在来野生動植物種との競争関係・捕食等により生態系の搅乱をひき起こし、その結果、在来の野生動植物の種の存続をおびやかしている例が多々あります。

平成17年に外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）が施行され、指定された「特定外来生物」については、飼育・栽培・保管・運搬のほか、野外へ放すこと、植えたり種をまくことが禁止されています。

県内では既に、特定外来生物のクリハラリス（タイワンリス）が壱岐と福江島に、同じくアライグマは県北から県央地域にまで拡大しつつあります。農林業被害や生活環境被害はもとより、クリハラリスは樹木を直接食害することによる木本植物への影響や野鳥の卵・昆虫の捕食、アライグマは餌や営巣環境の競合や感染症などによる在来のタヌキやアナグマなどへの影響が危惧されます。また、特に離島では、独特な種

構成による島嶼生態系を有するため、特定外来生物でなくても野生化した外来種が大きなダメージを与える可能性があります。

また植物の場合、植栽した園芸種や他地域産の植物が庭や畑などから野外に逸出することにより、在来種との交雑によって地域個体群の遺伝的かく乱につながるおそれもあります。

これらのことから、県内での外来種の生息・生育状況及び希少な野生動植物への影響を把握した上で、必要に応じて外来種の除去・駆除や影響を受ける希少植物の物理的防護を行います。

また、不用意な野外逸出や移植行為がこれらの問題をひきおこす原因のひとつであることについて、県民の理解を促進するための普及啓発活動を推進します。

(10) 国及び他の地方公共団体との連携・協力

希少な野生動植物の種の保護施策を推進するためには、県内の市町との協力はもとより、国及び近隣県との協力による広域的な取り組みが必要です。このため、積極的に連携・協力に努め、取り組みの広域的な展開を推進します。

また、県の施策の推進に当たっては、県民、事業者、民間団体などの連携・協力も不可欠です。このため、各主体が連携・協力して取り組みを進めることが重要です。

3 特に緊急に保護・保全策が必要な種と地域

2で述べた各種対策を実践していく上で、特に緊急に対策が必要とされる種と地域は次に掲げる第1表・第2表のとおりで、法令による規制(2(1)・(2))やその他の事業・取組(2(3)～(10))のうち、その種や地域の特性に合った対策を、順次実施するよう努めます。

そのうち、法令に基づく規制については、次の考え方に基づき、指定等の作業を進めていきます。

(1) 未来環境条例に基づく自然環境保全地域特別地区の指定

生息・生育環境の改変を規制する必要がある場合で、条例に規定する

指定要件に適合する地域については、自然環境保全地域特別地区の指定を検討します。

(2) 未来環境条例に基づく希少野生動植物種及び希少野生動植物種保存地域の指定

捕獲・採取等が絶滅のおそれを高める要因・保全上の問題点となっている場合は、積極的に希少野生動植物種に指定して保護・保全を図ります。

- ① 平成 21 年度から 23 年度までの指定は、平成 19 年度「西彼杵半島北西地域希少野生動植物保全事業調査」(長崎県)、平成 16・17 年度の「大村湾環境保全・活性化事業」(長崎県) 及び「生物多様性調査（種の多様性調査：環境省より長崎県に委託）」の成果に基づいて行ってきたため、調査対象地域（西彼杵半島西岸と大村湾沿岸）に特徴的な種について、対象市町単位で指定してきました。
- ② 今後の指定にあたっては、保存地域指定市町の内外での不均衡をなくし、新たな生息・生育地が発見された場合に対応できるようするため、できるだけ早期に、希少野生動植物種保存地域を全県に拡大します。
- ③ 指定種については、平成 22 年度までのレッドリスト改訂調査の成果及び平成 23 年度からのモニタリング調査の成果を踏まえて全体的に見直しを行い、全県での指定を前提として選定した種を希少野生動植物種として指定します。
- ④ 全県での指定とは別に、生息・生育地が限定される種や、地域によって希少性に差があるものなどについては、地域限定での指定も検討します。